

国立大学法人名古屋工業大学における随意契約に関する規則等（抄）

国立大学法人名古屋工業大学業務方法書（抄）

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第4条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他契約を締結する場合には、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他国立大学法人名古屋工業大学会計規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

国立大学法人名古屋工業大学会計規程（抄）

（随意契約）

第33条 契約担当役は、契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急の必要により、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが不利と認められるとき。
- 四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。
- 五 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要があるとき。

2 随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則（抄）

（随意契約によることができる場合）

第33条 会計規程第33条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 本法人の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 運送又は保管させるとき。
- 三 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- 四 外国で契約するとき。
- 五 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人と契約するとき。
- 六 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

2 会計規程第33条第1項第2号に規定する緊急の必要により、競争に付することができないときは、次に該当する場合とする。

- 一 契約担当役が緊急の必要があると認めたとき。

3 会計規程第33条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行

中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

二 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施行させることが困難又は不利であるとき。

三 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。

四 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

4 会計規程第33条第1項第4号に規定する別に定める基準額は、次のとおりとする。

一 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。

二 財産の買入契約で予定価格が300万円を超えないとき。

三 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えないとき。

四 財産の売払契約で予定価格が100万円を超えないとき。

五 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が60万円を超えないとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で予定価格が200万円を超えないとき。

(入札者がないとき等の随意契約)

第34条 契約担当役は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

2 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付することに定めた条件を変更することができない。